平成２３年（フ）第４４５号
広島市中区江波本町20番４―301号
債務者　中島　愛美
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４４９号
広島県安芸郡海田町曙町１番29号
債務者　川上　　緑（旧姓小室）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５２６号
広島県東広島市八本松東３丁目23番14号　サンヒルズオキノハラＢ棟101号
債務者　谷貞　真里
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５４７号
広島市西区庚午中１丁目19番26―607号
債務者　岡本　有示
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６４号
広島県三原市宮浦５丁目５番32号
債務者　鶴本　愛子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第７８号
山口県下関市石神町４番21号
債務者　山本　　聰
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
愛媛県西予市宇和町上松葉161番地１　ビ・ブロッサム105号
債務者　和田　和美
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第９０号
福岡県久留米市原古賀町23番地12　ライオンズマンション小頭町公園603号
債務者　田代　　豊
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１２６号
福岡県久留米市青峰３丁目５番10―26号
債務者　松永　洋子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１３３号
福岡県小郡市美鈴が丘５丁目23番地31
債務者　田島　英之
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１３６号
福岡県久留米市諏訪野町2170番地12　北原ハイツ106号
債務者　井手　勝己
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１３８号
福岡県久留米市野中町880番地２　野中町スカイマンション705号
債務者　白澤　慶治
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１４１号
福岡県久留米市三潴町西牟田4726番地８
債務者　近藤　信長
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１４２号
福岡県久留米市三潴町西牟田4726番地８
債務者　近藤千代美
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第４０号
鹿児島県奄美市名瀬入舟町18番３号
債務者　盛　　哲郎
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第４２号
鹿児島県奄美市名瀬小俣町６番９号
債務者　武原　弘幸
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第４９号
鹿児島県大島郡伊仙町大字伊仙3379番地１―１、旧住所鹿児島県大島郡伊仙町大字伊仙3324番地
債務者　永島　容子（旧姓前河）
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部